

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成31年1月10日（平成31年（独個）諮問第1号）

答申日：令和元年5月22日（令和元年度（独個）答申第6号）

事件名：本人の成績評価に係る「担任が不自然さを訴えた学生にどのような処置をしたのかの情報」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月5日付け特定高専総第173-1号により独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が保有する情報を開示決定し、開示した情報とすることを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

不開示とした理由は、不存在と廃棄である。これらは、報告書の適正性に必要な情報であり、特定高専総第173号で開示決定した特定報告書とともに保有していなければならない情報である。

不存在は、報告書に根拠がないことを認めたことに、廃棄は、報告書の偽りを指摘する手段を封じたことになる。

不存在とした情報は審査請求人に保有がある。廃棄した情報も審査請求人に成績評価情報の保有がある。

不開示とした情報は審査請求人が保有している情報を開示した情報として扱う。

（2）意見書（添付資料は省略。また、本項中の項番号は、意見書の添付資料に記載されているものを指す。）

添付資料の「事実関係の概要」がある。不自然である。

（1）オで学生の話聞いたのは担任だけである。この後、学生の情報は全く存在しない。担任の情報は（1）カの一般科会議での報告と

（2）イの教務主事の事情聴取だけで。この後に担任の文字はない。審査請求人の情報が最初に出てくるのは（2）ウである。即ち、担任の情

報には審査請求人の情報が全く入っていない。審査請求人の情報については、(2)ウとエが逆でないかなどの不自然さが多くあるが、担任と重ならないので触れない。

「事実関係の概要」が真実であったとしても、ここに記載のない事実関係情報が存在する。

まず、審査請求人と学生間の情報である(1)オの後にも複数回の授業がある。この授業で疑義の提起に関係した情報があることは容易にわかる。

事実関係に審査請求人と担任との間に情報がないのも不自然である。学生の情報はすべて担任を通して出た。審査請求人と学生間の情報を担任にも伝えるのが自然である。担任に提供した情報に「不自然さを訴えた学生への処置」が存在することも容易に想像付く。事件名にある「担任が不自然さを訴えた学生にどのような処置をしたのかの情報」は正確には、「不自然さを訴えた学生への審査請求人の処置を担任はどう報告したか」である。不存在の原因が担任か学校かは審査請求人には大した問題でない。

「不自然さを訴えた学生への処置」を事実関係入れれば、その後の事実関係は全く変わる。報告書の内容も変わる、不存在による不開示で終りにしてはならない処分である。

機構は、今からでも審査請求人と担任との間の情報を保有し、「担任が不自然さを訴えた学生にどのような処置をしたのかの情報」の不存在を消さなければならない。この情報を審査請求人から取得するか、担任から取得するかである。最も望ましい方法は、審査請求人と担任との間で確認を取りながら情報を作成する方法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校(特定高専)教員で、特定年度において、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。(略)について、特定高専校長は、審査請求人が提出した(略)に疑問が生じたため、(略)の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本請求もその一端

である。

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等別紙のとおり。

3 開示決定の妥当性

第一に、審査請求人は、審査請求の趣旨において、「不開示情報について、審査請求人が保有する情報を開示決定し開示した情報とする。」と主張しているが、本件開示決定は、特定高専で保有している保有個人情報を適正に判断し、開示決定したものである。また、「審査請求人が保有する情報」がどのような情報か不明である。

第二に、審査請求人は、審査請求の理由において、不存在のため不開示決定を行ったことについて、「報告書に根拠がない」と主張しているが、特定報告書には、根拠となる資料が添付されており、審査請求人の主張は失当である。

第三に、審査請求人は、「廃棄は、報告書の偽りを指摘する手段を封じたことになる」と主張しているが、請求のあった答案の法人文書保存期間は、「特定高等専門学校法人文書管理要項」3条に基づき「10年」と定められており、保存期間満了に伴う廃棄を適正に行ったことによるものであり、審査請求人の主張は失当である。

以上のことから、本審査請求は、失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成31年1月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月8日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年4月22日 | 審議 |
| ⑤ | 令和元年5月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる保有個人情報であり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報は機構が保有していなければならない情報であるとして、審査請求人が保有する情報を開示決定し、開示した情報とする旨求めているところ、その趣旨は必ずしも明らかでないものの、法に基づく開示請求の対象は、独立行政法人等の保有する個人情報に限られるから、結局、本件審査請求の趣旨は、機構において本件対象保有個人情報を保有しているはずであるとして原処分の取消しを求めるものと解するほかない。諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無に

について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 別紙の1及び2(3)に掲げる保有個人情報について

ア 当審査会事務局職員をして、標題の保有個人情報について、改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

審査請求人は、複数の学生から示された各自の試験の採点に関する疑義への担任教員の対応に関する保有個人情報の開示を求めていると解されるが、特定高専では、当該学生への対応を記録した文書を作成していない。

また、諮問に際して、改めて特定高専内の執務室・書庫等を探索したが、標題の保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。

イ 以下、検討する。

諮問庁の上記アの説明を覆すに足りる特段の事情は認められないことから、機構において標題の保有個人情報を保有していると認めることはできない。

(2) 別紙の2(1)及び(2)に掲げる保有個人情報について

ア 諮問庁は、標題の保有個人情報の保有の有無について、以下のとおり説明する。

本件開示請求は、特定年度の成績評価に関して、複数の学生の答案についての審査請求人の成績評価に関する保有個人情報を求めているものであり、標題の保有個人情報は、当該答案であると認められるところ、開示請求時点では当該答案は保存期間満了により廃棄していたため、標題の保有個人情報は不存在であるとして不開示決定を行った。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ、検討する。

標題の保有個人情報は、開示請求書の記載等から、諮問庁の説明する答案であると認められるところ、当審査会において、諮問庁から特定高専における法人文書の管理について規定した特定高等専門学校法人文書管理要項及び独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則の提示を受け確認したところ、「試験解答等学生による学習の成果を示す文書」の保存期間は「10年」とされており、特定年度からは既に10年以上経過していることから、当該答案は保存期間が満了しているものと認められる。

そうすると、当該答案を廃棄したとする上記アの諮問庁の説明は首肯でき、これを覆すに足りる事情も認められないことから、機構において標題の保有個人情報を保有していると認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件対象保有個人情報

- 1 特定答案A，特定答案Bについて
担任が不自然さを訴えた学生にどのような処置をしたのかの情報
- 2 特定答案C，特定答案Dについて
 - (1) マルの少ない方が高い点数であったとする2つの答案と点数
 - (2) 頂いた評価に大きな食い違いを感じさせた答案
 - (3) 「学生自身が先生に事情を説明してもらうよう伝えた」後の情報